

# 税務QA

17.10-2

## Q1 (相続税計算のあらまし)

相続税の計算はどのように行うのですか。計算の概要を事例を交えて教えてください。

A

### ポイント

- (1) 相続税の計算は、まず相続・遺贈財産、みなし相続財産、相続時精算課税財産、3年以内の贈与財産を加え、非課税財産、債務・葬式費用を控除して課税価格を計算します。
- (2) 課税価格の合計額から基礎控除を差し引いた課税遺産額を法定相続人が法定相続分に従って取得したものととして相続税の総額を算出し、それを実際に取得した課税価格で割り振り、相続税額の加算、各種の税額控除を行って各人の納付税額を計算します。

### 1. 相続税計算方法のあらまし 相続税の計算は、次の順序で行います

- (1) 各人の課税価格の計算・・・相続財産等から非課税財産、債務等を控除して正味遺産額を計算。
- (2) 相続税の総額の計算・・・課税価格の合計額から基礎控除額を差し引いて課税遺産総額を計算。  
課税遺産総額を各法定相続人が法定相続分に従って取得したものととして取得価額を計算し、それに税率を乗じて相続税の総額の基となる税額を算出。それを合計して相続税の総額を計算。
- (3) 各人ごとの相続税額の計算・・・相続税の総額を各人の課税価格で割り振って計算。
- (4) 各人の納付税額の計算・・・(3)の税額から相続税額の加算、各種の税額控除を行って算出。

課税価格の合計額 (相続財産等 - 非課税財産、債務・葬式費用)		
課 税 遺 産 総 額	×	基 礎 控 除 額
( 法 定 相 続 分 )		
法定相続分に 応ずる遺産額	×	法定相続分に 応ずる遺産額
速算表による税率	×	速算表による税率
上記に係る税金	( 合 算 )	上記に係る税金
相 続 税 の 総 額		
×		
( 実 際 の 取 得 割 合 )		
その人の相続税	その人の相続税	その人の相続税

「遺産に係る基礎控除」  
5,000万円 + 1,000万円  
× 法定相続人数

「法定相続分」  
子と配偶者  
配偶者 1/2、子 1/2  
配偶者と直系尊属  
配偶者 2/3、父母 1/3  
配偶者と兄弟姉妹  
配偶者 3/4、兄弟姉妹 1/4

## 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額	法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-	1億円以下	30%	7,000千円
3,000万円以下	15%	500千円	3億円以下	40%	17,000千円
5,000万円以下	20%	2,000千円	3億円超	50%	47,000千円

## 2. 相続税の計算例

**計算例** 相続人及び遺産状況が下記の場合、個人診療所の院長の死亡にともなう相続税額がいくらになるか計算してみましょう（各相続人は正味遺産額を法定相続分に従って取得）。

(1) 相続人 妻・長男・長女(17歳)の3人

(2) 遺産の総額

土地、建物	1億5,000万円	借入金	1,700万円
現金、預金	5,500万円	葬式費用	300万円
生命保険金	5,000万円		

### 1. 各人の課税価格 正味遺産額

(土地、建物) (現金、預金) (生命保険金) (総額遺産額)  
 1億5,000万円 + 5,500万円 + 5,000万円 = 2億5,500万円  
 非課税財産 500万円 × 3人 = 1,500万円  
 死亡保険金の非課税限度額 500万円 × 法定相続人の数  
 借入金、葬式費用 1,700万円 + 300万円 = 2,000万円  
 (総額遺産額) (非課税財産) (債務控除) (正味遺産額)  
 2億5,500万円 - 1,500万円 - 2,000万円 = 2億2,000万円

### 2. 相続税の総額

(1) 遺産に係る基礎控除額の控除・課税遺産総額

遺産に係る基礎控除 5,000万円 + 1,000万円 × 3人 = 8,000万円  
 (正味遺産額) (基礎控除額) (課税遺産総額)  
 2億2,000万円 - 8,000万円 = 1億4,000万円

(2) 法定相続分で按分

(法定相続人の法定相続分) (法定相続分に応ずる各取得金額)  
 妻 1億4,000万円 × 1/2 = 7,000万円  
 子(各) 1億4,000万円 × 1/2 × 1/2 = 3,500万円

(3) 相続税の総額の計算

(税率) (算出税額)  
 妻 7,000万円 × 30% - 700万円 = 1,400万円  
 子(各) 3,500万円 × 20% - 200万円 = 500万円  
 相続税の総額 1,400万円 + 500万円 + 500万円 = 2,400万円

### 3. 各人ごとの相続税額

$$\begin{array}{l} \text{妻} \quad 2,400 \text{ 万円} \times \frac{1 \text{ 億 } 1,000 \text{ 万円 (妻の課税価格)}}{2 \text{ 億 } 2,000 \text{ 万円 (課税価格の合計額)}} = 1,200 \text{ 万円} \\ \text{子 (各)} \quad 2,400 \text{ 万円} \times \frac{5,500 \text{ 万円 (子の課税価格)}}{2 \text{ 億 } 2,000 \text{ 万円 (課税価格の合計額)}} = 600 \text{ 万円} \end{array}$$

### 4. 各人の納付税額

#### (1) 税額控除の計算

$$\text{未成年者控除} \quad 20 \text{ 歳} - 17 \text{ 歳} = 3 \text{ 年} \quad \frac{6 \text{ 万円}}{1} \times 3 \text{ 年} = 18 \text{ 万円}$$

未成年者の税額控除・・・相続人が未成年者のときは、満20歳になるまでの年数1年につき6万円で計算した額が税額控除できます。

#### (2) 納付すべき相続税額の計算

$$\text{妻} \quad 1,200 \text{ 万円} - 1,200 \text{ 万円} = 0 \text{ 円}$$

配偶者の税額の軽減・・・配偶者が取得した正味の遺産額が1億6千万円か配偶者の法定相続分相当額のいずれか多い金額までは相続税がかかりません。

$$\text{長男} \quad 600 \text{ 万円}$$

$$\text{長女} \quad 600 \text{ 万円} - 18 \text{ 万円} = 582 \text{ 万円}$$